

女性活躍推進法とは

女性活躍推進法とは、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して、2015年8月に成立した法律です。

一般事業主行動計画

女性の職場における活躍を推進するための取り組みについて定めた計画です。

社会福祉法人 菊愛会 行動計画

社会福祉法人菊愛会では、女性が職場で能力を発揮し活躍できる社会を実現するため、以下の目標及び取組内容を公表し、法人として取組みます。

達成しようとする目標及び取り組み内容

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 計画の内容

目標1：育休取得者を対象とした復職研修を100%実施

<対策>

- 2022年4月1日～ 復職研修実施についての周知を年1回実施する。
- 2022年4月1日～ 安心して復職できるよう対象者に対して、復職研修（制度利用者の能力開発やキャリア形成支援）を実施する。（随時）

目標2：男女とも平均勤続年数を10年以上とする。

<対策>

- 2022年4月～ キャリア研修について、職員の研修ニーズをヒアリングし、その結果に基づき研修プログラムを検討、実施する。
- 2022年10月～ 職員のキャリア形成サポート体制を整備する。●

目標3：結婚、妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した職員を対象とする再就職希望者登録制度の導入。

<対策>

- 2022年10月～ 制度の詳細に関する検討を開始し、必要な体制の整備を行なう。
- 2023年4月～ 制度を制定し、広報誌等を活用して周知・啓発を実施する。

令和4年4月1日



社会福祉法人 菊愛会
理事長 最上 太一郎